

酒類販売事業者等支援金（月次支援金上乘せ交付分） Q & A

Q1 酒類販売事業者等支援金（月次支援金上乘せ交付分）を創設した趣旨を教えてください。

A1

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の長期化に伴い、飲食店の休業・時短営業、酒類の提供自粛の影響を受ける酒類販売事業者等を巡る状況は深刻化しています。このような状況を踏まえ、国は新たに月次支援金制度への上乗せ措置の枠組みを示し、都道府県に対し、積極的な活用を要請しています。

県内においても、三重県まん延防止等重点措置による飲食店の時短営業、酒類の提供自粛が発出された5月、6月は、県内酒類販売事業者等は特に厳しい状況におかれていることから、国の月次支援金制度の要件緩和として制度化した現行の酒類販売事業者等支援金に加え、新たに月次支援金の上乗せ交付できる仕組みを制度化するものです。

Q2 具体的には、月次支援金に対してどのような追加的な支援となるのでしょうか？

A2

現行の酒類販売事業者等支援金は、国の月次支援金の50%以上という売上減少率要件を30%以上まで拡大した横出し制度として整備していますが、新たな酒類販売事業者等支援金（月次支援金上乘せ交付分）では、売上減少率に応じて、国の月次支援金（上限額、個人事業者等10万円、中小法人等20万円）に、「個人事業者等10万円、中小法人等20万円」（売上減少率50%以上の場合）、「個人事業者等20万円、中小法人等40万円」（売上減少率70%以上の場合）を上限に上乗せをする制度となります。

【新たな上乗せ支給に係る制度】

売上減少率	30%～50%	50%以上	70%以上
国の月次支援金	なし	個人10万円、中小20万円	
都道府県による可能な独自措置	要件緩和（横出し） 個人10万円 中小20万円	上乗せ 個人10万円 中小20万円	上乗せ 個人20万円 中小40万円

Q3 国の「月次支援金」の概要、申請受付時期を教えてください。

A3

「月次支援金」は、令和3年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対して給付されます。

国の「月次支援金」に関する相談窓口（8:30～19:00 TEL:0120-211-240）

ホームページ：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

【月次支援金の概要】

給付対象	
ポイント1	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている事業者
ポイント2	2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少

給付額：該当月の売上減少額			
中小法人等	上限20万円/月	個人事業者等	上限10万円/月
申請受付期間	4月・5月分：2021年6月16日～8月15日 6月分：2021年7月1日～8月31日		

Q4 業種・売上減少率による支給上限額を教えてください。

A4

業種・売上減少率による支給上限額は、下記のとおりです。

業種	売上減少率		
	30%～50%	50%以上	70%以上
飲食店取引事業者等	飲食店取引事業者等支援金 個人5万円 中小10万円	月次支援金 個人10万円、中小20万円	
酒類販売事業者等	酒類販売事業者等支援金 個人10万円 中小20万円	月次支援金 個人10万円、中小20万円	
		上乗せ 個人10万円 中小20万円	上乗せ 個人20万円 中小40万円

Q5 月次支援金の上乗せ交付の対象月はいつからでしょうか？

A5

三重県まん延防止等重点措置が発出された令和3年5月に遡って上乗せ交付の対象とします。

具体的には、令和3年5月、6月の各月の売上が前年又は前々年同月比の売上減少率に応じて、「個人事業者等10万円、中小法人等20万円」（売上減少率50%以上の場合）、「個人事業者等20万円、中小法人等40万円」（売上減少率70%以上の場合）を上限に、各月の売上減少額から国の月次支援金の給付額を控除した金額を上乗せ支給します。

Q6 国の月次支援金に申請している場合でも、さらに県へ申請が必要ですか？

A6

改めて、県への申請が必要となります。

申請要項を含め詳細な制度設計はこれから行いますが、国の月次支援金の申請情報・受給データと連携することで、申請受付・審査等の簡略化を図っていきます。

Q7 想定する申請受付件数、支給総額を教えてください。

A7

飲食店と取引がある酒類販売事業者等（酒類製造業者、酒類卸売販売事業者、酒類小売販売事業者）は、県内に約750者あると想定しています。このうち、売上が半減以上となっている事業者は、平均で5割程度あると想定すると、約375者の事業者が対象となると想定しており、支給総額はおおよそ2億円程度を見込んでいます。

Q8 今回の支援金は5月・6月分ですが、7月以降は支給されますか？

A8

本支援金は、三重県まん延防止等重点措置による飲食店の時短営業、酒類の提供自粛が発出された5月、6月を対象としていることから、三重県まん延防止等重点措置が終了した7月以降は、予定していません。

Q9 支援金の申請受付はいつから始まりますか？

A9

三重県酒類販売事業者等支援金（月次支援金上乘せ交付分）の申請要項公表および受付開始については、令和3年7月下旬を予定しています。

また、県のホームページに申請要項、申請様式等を掲載します。

※なお、国の「月次支援金」の申請受付期間は、以下のとおり予定されています。

5月分 ⇒令和3年6月16日～8月15日

6月分 ⇒令和3年7月1日～8月31日

Q10 国の「月次支援金」に5月、6月分を申請していますが、給付決定通知が来ておらず、審査状況がわかりません。本支援金の締切は9月30日（木）までですが、どのようにしたらよいのでしょうか？

A10

本支援金では、「国の月次支援金の給付決定を受けていること」を要件としていますが、国の月次支援金の給付決定が未だなされておらず、審査状況がわからない方は、本支援金の締切日（令和3年9月30日（消印有効））までに、「月次支援金申請中。月次支援金の給付決定を受けられなかった場合は本支援金の申請を取り下げる」旨を記載した「国の月次支援金のマイページの写し※」とともに、本支援金の申請をしてください。（※マイページ情報の全て（登録情報、申請ステータス）写しをご提出ください。）

また、月次支援金の審査結果が出た際には相談窓口まで必ず審査結果を報告してください。

なお、上記の場合、本支援金の交付決定は、月次支援金の受給決定がなされたのちに行いますのでご了承ください。